

**関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて  
～悪質商法かも！？勧誘されたら188番～**

関東甲信越地区の1都9県及び6政令指定都市及び国民生活センターでは、今年度も若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。

また、茨城県消費生活センターでは、成人式や卒業、進学・就職の時期に当たる1月から3月までの期間、市町村と連携して啓発活動を実施することにより、悪質商法等による若者の被害防止を図ります。つきましては、当活動の周知についてご協力いただけますようお願いいたします。

**実施期間：令和7年1月1日から令和7年3月31日まで**

参加機関：1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター

（茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市）

**1 関東甲信越ブロック共同の取組み****・特別電話相談「若者トラブル110番」の実施**

各参加機関において、特別電話相談「若者トラブル110番」を実施します。

茨城県では、悪質商法被害防止等の解決支援を目的に、電話や来所にて相談をお受けします。

（「茨城県内における若者（29歳以下）の苦情相談状況」は、別紙資料を参照）

期 間 1月14日（火曜日）・1月15日（水曜日）

時 間 午前9時から午後5時まで

電話番号 029-225-6445

場 所 茨城県消費生活センター 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号（茨城県水戸合同庁舎内）

※特別電話相談「若者トラブル110番」の期間以外でも、ご相談は受付けています。

**・ポスターの掲示（各施設へ配布）**

高校・特別支援学校・各種専門学校・大学・短大等教育機関、図書館、大型郵便局、自動車教習所等へポスターを配布し、若者へ悪質商法への注意喚起を促します。

ポスターに掲載のQRコードから、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活ナビ」特設ページへ誘導し、身近にある悪質商法の事例や解決のためのアドバイス等を紹介します。

【若者被害防止キャンペーンポスター】※別添画像



## ・リーフレットの配架（各施設へ配布）

高校及び特別支援学校(卒業年次生徒全員)・看護学校に、若者向けの悪質商法の手口とその啓発ポイントを解説したリーフレットを配布します。

【若者被害防止キャンペーンリーフレット】※別添画像

<表面>

<中面>



## 2 茨城県消費生活センター独自の取組み

### ・交通機関における啓発

キャンペーン期間中、路線バス会社2社にポスターを配布し、バス車内に掲示してもらうことで、若者への啓発を図ります。

### ・パネル展の開催

若者向け悪質商法被害防止キャンペーンパネル展を行います。

場所 県庁25階展望ロビー(南側)

期間 令和7年1月9日(木曜日)午後3時から1月21日(火曜日)午後2時まで

### ・ホームページや SNS 等での啓発

県ホームページに特設ページを開設

X 公式アカウント「いばらき消費生活なび」による情報発信

新聞・ラジオによる啓発

メールマガジンの発行

出前講座の実施

ホームページ特設ページ



X 公式アカウント  
「いばらき消費生活なび」



## 3 県内市町村消費生活センター等の取組み

ホームページや広報紙による啓発及び成人式典等でのリーフレット配布、出前講座などを実施します。

各市町村の実施計画は別紙「令和6年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画(市町村)」を参照ください。

【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター 相談試験課

担当：白石

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156